



発行 東京都

目次

37

規則

○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（福祉保健局少子社会対策部計画課）…

訓令

○官報報告規程の一部改正………（総務局総務部文書課）…

規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年三月三十一日
東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第七十三号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号の表二階の部避難用の項中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、同表三階の部避難用の項中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、

同表四階以上の部避難用の項中「保育室」を「保育室等」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

第十六条中「一につき二人を下回らないものとする」を「の開所時間を通じて常時二人を下回ってはならない」に改める。
附則に次の四項を加える。

11 保育の需要に應ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。）が不足していることに鑑み、第十六条本文の規定により算定した保育士の数が一人となる場合には、同条ただし書の規定は、当分の間適用しないことができる。この場合においては、保育士一人に加え、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を一人以上置かなければならない。

12 前項の事情に鑑み、第十六条に規定する基準の適用については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

13 第十一項の事情に鑑み、第十六条に規定する基準の適用については、当分の間、保育所が八時間を超えて開所する日において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、その超える数の範囲において、当該保育所が雇用した者であつて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。

14 前二項の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第五項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、第十六条本文の規定により算定した保育士の数の三分の二以上、置かなければなら

い。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第六十七号

庁 中 一 般

官報報告規程（昭和二十九年東京都訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

別表2の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

別記様式第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「決定又は」を削り、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この訓令による改正後の官報報告規程の規定は、施行日以後にされた地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条第三号から第八号までに掲げる処分に係る報告について適用し、施行日前にされた同条第三号から第八号までに掲げる処分に係る報告については、なお従前の例による。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001